

鳥取縣公報

規 則

◇鳥取縣規則第十三號

鳥取縣稅賦課徵收條例等施行規則を次のように定める。

昭和二十二年七月七日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

昭和二十二年七月七日
第千八百二十四號

月 曜 日

本報ノ天キテハ國定標準ヨリ

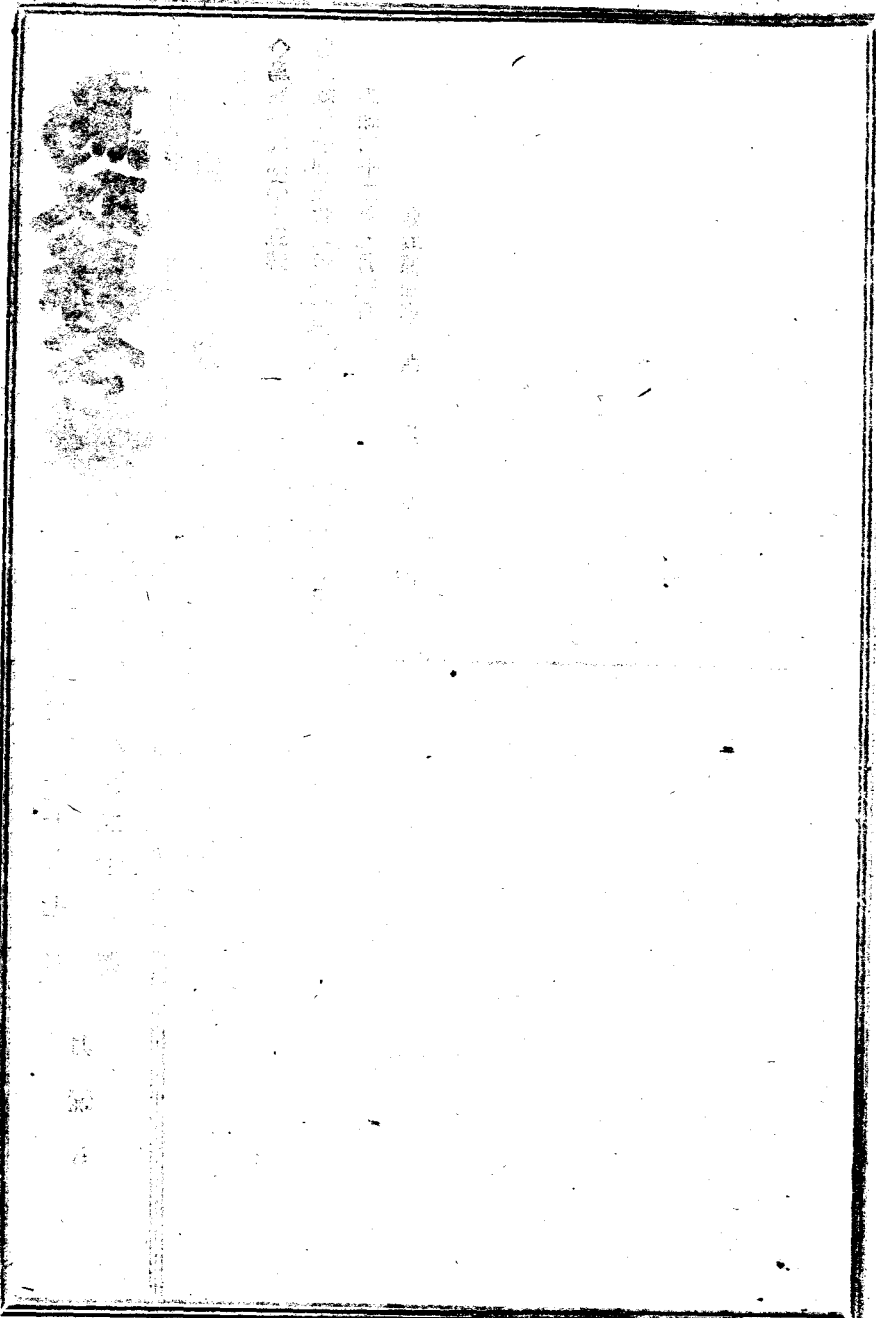
鳥取縣公報 卷五 曜日發行 (休日ニ當ル時ハ翌日)

昭和二十二年七月七日 第千八百二十四號

昭和四年四月五日 (第三種郵便物認可)

00081

08000



00082

鳥取縣稅賦課徵收條例等施行規則

第一條 この規則において條例とは昭和二十二年鳥取縣條例第 號鳥取縣稅賦課徵收條例を、縣民稅條例とは昭和二十一年鳥取縣條例第十六號鳥取縣縣民稅賦課徵收條例を、遊興稅條例とは、昭和二十二年鳥取縣條例第九號鳥取縣遊興稅賦課徵收條例をいう。

第二條 縣又は地方事務所及び市町村は、縣稅賦課徵收に ついて、左に掲げる帳簿を備え、第一號様式、第三號様式、第五號様式、第七號様式及び第八號様式の帳簿は、知事又は地方事務所長、第二號様式、第四號様式及び第六號様式の帳簿は市町村長、第九號様式の帳簿は收入役がそれぞれこれを管掌する。

別記第一號様式又は第二號様式による。(以下同じ)
別記第三號様式
別記第四號様式
調定票議簿
調定支出票議簿

遊興稅(入湯稅、電氣稅)徵收簿 別記第五號様式
縣稅徵收簿 別記第六號様式又は第七號様式
縣稅外徵收簿 別記第八號様式
縣稅徵收整理簿 別記第九號様式

2 前項の各徵收簿は、縣又は地方事務所及び市町村の便宜により、數冊に分け又は數種に合冊することができ、
3 前二項に定めるものを除く外、知事又は地方事務所長、市町村長及び收入役において必要と認めるときは、補助簿を設けることができる。

第三條 知事又は地方事務所長は、別記第十號様式により縣民稅條例第五條の告知をしなければならぬ。
第四條 市町村長は、縣民稅の賦課額を決定したときは、五日以内に別記第十一號様式により、知事又は所轄地

方事務所長にこれを報告しなければならない。

第五條 市町村長は、條例第十一條の規定により評定賃賃價格を定めた土地及び家屋について、別記第十二様式は第十三様式による土地評定賃賃價格臺帳及び家屋評定賃賃價格臺帳を備えなければならない。

第六條 市町村長は、地租及び家屋税の課税標準額及び納税者數を賦課期日後五日以内に、別記第十四様式により知事又は所轄地方事務所長に報告しなければならない。

第七條 知事又は地方事務所長は、別記第十五様式及び第十六様式による營業純益調査簿を備え付けなければならない。

第八條 知事又は地方事務所長は、別記第十七様式により地方税法第八條第二項の規定による通知をしなければならない。

第九條 知事又は地方事務所長は、遊興税條例第九條の規定による納額告知書は、七日以上の拂込期限を指定し、毎月二十日までこれを發しなければならない。

第十條 知事又は地方事務所長は、課税すべきものが他の管轄區域内に轉じたときは、別記第十八様式による引繼書に縣稅臺帳を添え、知事又は關係地方事務所長にこれを引繼がなければならない。

第十一條 市町村長又は特別徴收義務者は、條例第三十七條、縣民稅條例第十六條及び遊興稅條例第十九條の規定により、取扱費及び交付金の交付を受けようとするときは、別記第十九様式、第二十様式又は第二十一様式による請求書を、知事又は所轄地方事務所長に提出しなければならない。

地方事務所長は、前項の請求書を受けたときは、これを精査し、別記第二十二様式及び第二十三様式による計算書を、前期分は十月十五日限り後期分は四月十五日限り知事に提出しなければならない。

第十二條 市町村は縣稅を徴收したときは、徵稅傳令書を税目別及び、徵收日毎に區分整理し、別記第二十四様式による縣稅徵收傳票をつけ、一括保存しなければならない。

第十三條 知事又は地方事務所長及び市町村長は、別記第二十五様式による所在不明者名簿を備えなければならない。

第十四條 市町村長は、所在不明となつた納稅義務者があるときは、知事又は所轄地方事務所長に報告するとともに、所在不明者名簿及び縣稅臺帳を整理しなければならない。

第十五條 知事又は地方事務所長は、前項の報告を受けたときは、所在不明者名簿及び縣稅臺帳を整理しなければならない。

第十六條 知事又は地方事務所長は、督促狀に指定する期限内に税金及び督促手数料を完納しないものがあるときは、別記第二十六様式による滞納整理票を調製しなければならない。

第十七條 知事又は地方事務所長は、關係吏員をして滞

納整理をさせようとするときは、その吏員に前條の規定による滞納整理票を交付しなければならない。

第十八條 滞納整理をした吏員は、滞納整理票にその顛末を記入し、知事又は地方事務所長にこれを返還しなければならない。

第十九條 知事又は地方事務所長は、差押をなすべき財産が縣外にあるためこれが徵收の囑託をしたときは、別記第二十七様式による縣稅滞納處分囑託簿を備え、これを整理しなければならない。

第二十條 知事又は地方事務所長は、差押をなすべき財産が他の管轄區域内にあるときは、別記第二十八様式による引繼書を調製し、知事又は關係地方事務所長にこれを引繼がなければならない。

第二十一條 前項の引繼を終つたときは、引繼をした知事又は地方事務所長は、調定額及び滞納額を減額し、引繼を受けた知事又は地方事務所長は、これを調定しなければならない。

金を受領せよとするときは、別記第二十九號様式による領收證書用紙及び徴收現金引繼簿にこれを記載し、領收證書用紙を關係吏員に交付しなければならぬ。

2 關係吏員現金を受領したときは、領收證書用紙及び徴收現金引繼簿にこれを記載し、別記第三十號様式による復命書添え、現金を縣出納員又は主任出納員に引繼き、残存領收證書用紙を知事又は地方事務所長に返還しなければならぬ。

3 縣出納員又は主任出納員は、前項の現金引繼ぎを受けるときは、別記第三十號様式による現金拂込票簿にこれを記載し、別記第三十二號様式による現金拂込書により現金を縣金庫に拂込まなければならぬ。

第十八條 地方事務所長は、二百百圓以上の縣稅の缺損處分をしようとするときは、その調書を作製し知事の指揮を受けなければならぬ。

第十九條 市町村長は、條例第五十六條の規定により地租を減免された土地について、別記第三十三號様式による年期地臺帳を備えなければならぬ。

第二十條 地方事務所長は、地方稅法第十六條、第二十条第二項及び第四十條、條例第五十六條、第六十三條及び第六十四條の規定による申請書又は異議申立書を受けたときは、その事實を調査し意見を付け、知事にこれを進達しなければならぬ。

第二十一條 地方事務所長は、條例第六十七條の規定により過料に處すべきものと認めるときは、その事由を記載し、知事にこれを内申しなければならぬ。

第二十二條 市町村長は、條例第七十條の規定による經由書類を受けたときは、意見をつけ、知事又は所轄地方事務所長にこれを送達しなければならぬ。

第二十三條 この規則に規定するものを除く外、縣稅の賦課徴收について必要な事項は、その都度知事においてこれを定める。

第二十四條 この規則は、公布の日からこれを施行する。昭和二十二年度分限り第七號様式中「所得稅（源泉徴收のものを除く）」とあるのは「増加所得稅、綜合所得稅及び分類所得稅中甲種、乙種事業所得稅」と讀

み替えるものとする。

第二十五條 帳簿その他の用紙は、この規則にかゝら十箇分の間なお従前の規定による様式のものを使用することができぬ。

第一號様式

縣 稅 臺 帳

備考一、本臺帳は課稅標準及び賦課率の順序により各稅目別にすること。

- 一 摘要欄には異動年月日及び事由其の他課稅上参考となる事項を記載し、且つ納稅義務消滅の場合には朱で抹消すること。
- 二 納稅管理人のあるものは、氏名の左傍に其の住所氏名を朱書すること。
- 三 この様式は主なるものを規定したので、他の稅目についてはこの様式に準じて調製すること。

備考	積又は延長 市町村別面積 又は延長 面積の面積	登錄事由	登錄番號	登錄年月日	賦課地	住 氏 所 名
備考						
年月日						
義務消滅						
稅額						
課稅標準						
船名						
船籍港						
種類						
登錄年月日						

電柱稅	納稅義務發生			鐵塔	鐵柱	木柱	支柱	摘要
	年	月	日					
賦課地	年	月	日	基	本	本	本	
住 氏所 名								

漁業權稅	免許年		免許	關係	課稅	稅額	備考
	日	月					
賦課地	日	月	號	間	村名		
住 氏所 名							

(自動車稅) (狩獵者稅)	鑑札番號		義務發生	用途	課稅	稅額	摘要
	登錄	年月日					
賦課地	第	號	年	月	日		
	第	號	年	月	日		
	第	號	年	月	日		
	第	號	年	月	日		
	第	號	年	月	日		
	第	號	年	月	日		
住 氏所 名	第	號	年	月	日		
	第	號	年	月	日		
	第	號	年	月	日		

電話加入權稅	義務發生	局名	用途	稅額	備考
賦課地					
住 氏所 名					

船舶稅	義務發生	船籍番號
賦課地		
住 氏所 名		

第二號様式

縣 稅 臺 帳

備考一、本臺帳は課稅標準及び賦課率の順序により各稅目別にすること。

備考二、摘要欄には異動年月日及び事由其他課稅上參考となる事項を記載し、且つ納稅義務消滅の場合には朱で抹消すること。

備考三、納稅管理人のあるものは、氏名の左傍に其の住所氏名を朱書すること。

備考四、この様式は主なるものを規定したので、他の稅目についてはこの様式に準じて調製すること。

鎮 區

納稅義務發生年月日	鎮種又は延長	鎮區の面積	摘要	住所	氏名

船 舶

納稅義務發生年月日	船籍船種番號	總船籍港又は定場	摘要	住所	氏名

備考

一、漁船は船種の側にその旨附記すること。

自 動 車

種別用途	乗客定員	車輛番號	積載量	登録年月日	場	摘要	住所	氏名

備考

一、種別は普通自動車(客車、貨物車)、特殊自動車、小型自動車(一、二輪車、三輪車、四輪車(乗用車、貨物車))の別により記載すること。

二、用途は營業用、自家用の別に記載すること。

電話加入權

納稅義務發生年月日	所在地	局名番號	用途	摘要	氏名

備考

一、用途欄には住宅用、事務用の別を記載すること。

二、共同加入の場合は摘要欄に記載すること。

電 柱

建設年月日	所在地	種別員數	摘要	住所	氏名

備考

一、種別欄には鎮柱、木柱、鐵塔、支柱の別に記載すること。

漁 業 權

納稅義務發生年月日	漁業種類	漁場	免許期間	評定賃金	漁場面積	組合員數	摘要	住所	氏名

備考

一、納稅義務發生年月日欄は免許年月日を記載すること。

二、漁業權の種類欄は定置漁業、區劃漁業、専用漁業、特別漁業の別を記載すること。

三、漁場の種類欄は海面、河川、湖沼の別を記載すること。

四、組合員數欄は漁業權者が組合の場合に記載すること。

第三號様式

調定稟議簿 (税)

所長	課長	主任	主査	徴税	命令	書	號	期別	納期	日	月	日	調定	月日	調定	人員	調定	摘要	市町	村名

備考

- 一、税目毎に口座を設けること。
- 一、月計、累計を記載すること。

第四號様式

昭和 年度 調定稟議簿

何町市(村)役場所

調定の部

税目	期別	賦課	徴收	調定	調定	人員	課率	市町	収入	主査

支出の部(税)の部

年月日	摘要	収入額	送納額	現在額	市町	収入	主査

備考

- 一、月計及び累計を記載すること。

第五號様式

昭和 年度

税徴収簿 (地方事務所)

種類	住所	特別徴収義務者氏名
月別	税額	収入月日
		摘要

第六號様式

昭和 年度 市(町)村税 税附加税 徴収簿

何町市(村)役場所

令書	期別	縣	市(町)村	税	納額	領日	納額	領日	摘要	納税者

備考

- 一、摘要欄には過誤納還付等徴収上必要なことを記載すること。
- 二、年税のものについては期別を省くこと。
- 三、電気税の普通徴収分については第三號様式に準じて調製することができる。

第七號様式

昭和 年度
縣稅徵收簿

縣
(地方事務所)

月日	摘要	收入濟額		缺損額	未入	收額	備考
		調定額	報告前收入				
		圓	圓	圓	圓	圓	

第八號様式

昭和 年度
縣稅外徵收簿

縣
(地方事務所)

月日	摘要	調濟	收入濟額		未入	收額	備考
			定額	報告前收入			
			圓	圓	圓	圓	

第九號様式

昭和 年度
縣稅徵收整理簿

何市(町村)收入役

(稅) (合計) の部	
年月日	摘要
圓	調定額
圓	收入額
圓	送納額
圓	未收額
圓	現在額

備考

- 一、月計及び累計を記載すること。
- 二、本様式は簿記式としてもよい。

第十號様式

縣民稅配當告知書

第 號	昭和 年度	縣稅	獨立稅	縣民稅	村町市

納稅義務者に按分した額
 家屋稅額に按分した額
 地租稅額に按分した額
 所得稅額に按分した額
 再配當した額
 右の通り配當します

昭和 年 月 日
 知 事
 (何地方事務所長) 氏 名 圖

圓 圓 圓 圓 圓
 錢 錢 錢 錢 錢

益金及益金加算		損金及損金加算			
摘要	金額	備考	摘要	金額	備考
法人計算純益金			法人計算損金		
損金計上法人税、配当利子所得税					
計			計		
差引損(赤)益金					
既往損金繰越控除 前一年以内の開始事業年度 至昭和和年月日 至昭和和年月日					
期首現在損金未控除額	円	期首現在繰越未控除額	円	期首現在繰越未控除額	円
差引損金未控除額	円	差引損金未控除額	円	差引損金未控除額	円
総寄附金額(一)		総寄附金額(二)		総寄附金額(三)	
損金計上寄附金(+) (イ)		損金計上寄附金(+) (ロ)		損金計上寄附金(+) (ハ)	
計		計		計	
純益金額		純益金額		純益金額	
同上の2.5%相当額(イ)		同上の2.5%相当額(ロ)		同上の2.5%相当額(ハ)	
資本金額		資本金額		資本金額	
同上対数換算 1%		同上対数換算 1%		同上対数換算 1%	
同上の0.25%相当額(イ)		同上の0.25%相当額(ロ)		同上の0.25%相当額(ハ)	
(ロ)±(ハ)の金額		(ロ)±(ハ)の金額		(ロ)±(ハ)の金額	
損金認容限度(同上の1/2) (イ)		損金認容限度(同上の1/2) (ロ)		損金認容限度(同上の1/2) (ハ)	
限度超過額 (イ)-(ロ) (ハ)		限度超過額 (イ)-(ロ) (ハ)		限度超過額 (イ)-(ロ) (ハ)	

備考

固定資産減価償却是否認請書

資産区分	種類	目	減価償却		是否認請	
			年数	歩合	是	否
未償却残高	貸借対照表上の期末現在財産總額	貸借対照表上の期末現在財産總額				
又は償却原価	既償却額(黒)	既償却額(黒)				
	差引計(又は原価)	差引計(又は原価)				
是認耐用年数	当期償却額	当期償却額				
是認額	既往是認不足額(朱)	既往是認不足額(朱)				
會社	計上の償却額	計上の償却額				
	是認額	是認額				
差引	既往否認額中当期認容額	既往否認額中当期認容額				
	否認額	否認額				
	當果認	當果認				
	計額	計額				
	不足	不足				
	計額	計額				

備考

第十七號様式

第一號

昭和 年 月 日

知事
(地方事務所長)

市町村長宛

地方税法第八條第二項による營業稅額分割通知

一營業の種別	六事業年度又は は年別區分
二納稅義務者	七純益金額決 定年月日
三同上所在地	八營業稅總額
四實市町村內 の營業所の 名稱	同上の内貴 九市町村分決 定額
五同上所在地	備考

備考

一、知事又は關係地方事務所長を経由すること。

第十八號様式

課稅引繼書

稅目	課稅標準	納稅義務發生年月日	納稅義務者住所氏名	備考

右引繼します

昭和 年 月 日

知事
(地方事務所長)

知事
(地方事務所長)

第十九號様式

第一號

昭和 年 月 日

市町村長宛

知事
(地方事務所長)

縣稅取扱費請求書

第二十一號様式

昭和 年 月 日

市町村長宛

知事
(地方事務所長)

縣民稅徵收交付金請求書

縣配當額	同上の百分の九十の額	市町村の賦課額	滞納報告額の徵收報告額	納稅交付金額

第二十號様式

昭和 年 月 日

特別徵收義務者

住所

氏名

知事
(地方事務所長)

縣稅取扱費請求書

一、徵收した遊興(入湯、電氣)稅額

一、徵收交付金

徵收金額	前六ヶ月間に於ける發付令徵收令書數計	交付金額	備考

第二十二號様式

縣稅徵收取扱費調

市町村名	特別徵收令書數	交付金	徵收額	交付金	計備考
(名義義務者)		單價金額		單價金額	

右報告します
昭和 年 月 日
地方事務所長 園
知事宛
備考
一、特別徴収義務者の分は市町村分と區別し、令書數及び令書に對する交付金及び計欄を省くこと。

第二十三號様式
縣民稅徵收交付金調

計	市町村名	縣配當額の八の九の額	同上の百の賦課額	市町村滞納報告前の徵收額	滞納報告額	交付金額

右の通り報告します
昭和 年 月 日
地方事務所長 園
知事宛

第二十六號様式

所長 課長 主任
督促狀發付年月日 督促狀番號第 號

昭和 年度	期	稅賦課地	住所	氏名
滞納金	圓			
督促手数料	圓			
延滞金	圓			
滞納處分費	圓			
合計	圓			
處分願末	延滞金	所定期日	昭和 年 月 日	
	自 月 日 至 月 日	納期	昭和 年 月 日	

第二十四號様式

昭和 年 月 日
縣稅徵收傳票
市町村長印 徵收簿手入印

稅目	期別	金額	摘要

第二十五號様式
所在不明者名簿

年度期別	稅目	稅額	所在不明所在調査となつた年月日及願末	摘要住所氏名

第二十七號様式
縣稅滞納處分囑託簿

所課主	長任	査査	日年月	別	稅額	延滞金	囑託官	地住現	氏送金	他

第二十八號様式
縣稅徵收引繼書

年度期別	稅目	稅額	督促發付月日	納期	地賦課	地現住	納稅者氏名	摘要

右引繼します

昭和 年 月 日
知 (地方事務所長) 事 宛
知 (地方事務所長) 事 名

第二十九號様式

領收證書用紙及び徴收現金引繼簿

所長主任	課長主任	領收證書用紙	引繼簿
出納員	出納員	出納前引受高使用返付	現金引繼簿
第 號	第 號	枚 枚	日 月 年
至 枚	至 枚	枚 枚	職名氏名
至 枚	至 枚	枚 枚	

備考

- 一、使用枚数は第二十九號様式復命令書の「現金領收額人員」數と符合すること。
- 二、引繼現金は同書「現金領收金額」と符合すること。
- 三、出張前引受高の欄は出張前記載すること。
- 四、督促状を以て現金領收をしたものは、領收證書用紙欄適宜の部え督促状枚數を記入し、その督促状を添付すること。

第三十號様式

現金拂込稟議簿

所長主任	課長主任	主査	出帳員上縣金庫	金額	備考
出納員	出納員	出帳員	引繼年々拂込	圓	
月 日	月 日	月 日	年 月 日		

第三十號様式

復命書
所長主任 課長主任 復命者 職名氏名

先出	期自昭和年月日	受領滞納票	枚
間至昭和年月日	日 間	票枚數	枚
	同上金額	圓 錢	
概況	現金領收額物件差押額欠損見込額要屬託見込額	金額人員金額人員金額人員	
滞納	枚 未着手	督促状を以つて	枚
枚數	領收した枚數		

備考

- 一、税目は目に止めること。
- 二、欠損見込額及び囑託を要する見込額の状況その他未着手滞納額の理由處分執行状況等を記載すること。

第三十二號様式

現金	右 但し何市(町村)分	何々地方事務所	主任出納員 職氏 名印
右 但し何市(町村)分	昭 昭 昭	何々地方事務所	主任出納員 職氏 名印
昭 昭 昭	昭 昭 昭	何々地方事務所	主任出納員 職氏 名印

領收通	昭 昭 昭	何々地方事務所	主任出納員 職氏 名
領收通	昭 昭 昭	何々地方事務所	主任出納員 職氏 名
領收通	昭 昭 昭	何々地方事務所	主任出納員 職氏 名

領收證	昭 昭 昭	何々地方事務所	主任出納員 職氏 名
領收證	昭 昭 昭	何々地方事務所	主任出納員 職氏 名
領收證	昭 昭 昭	何々地方事務所	主任出納員 職氏 名

- 一、領收通知書裏面に税目金額の仕譯を記載すること。
- 二、各市町村別に作成すること。

十七 木材引取税

十八 ラヂオ税

目的税

一 都市計畫税營業税割

第五條 電氣税は、電氣使用者に對し、これを賦課する。

第六條 木材引取税は、鳥取縣用材検査規則による素材の検査を受けた行爲に對し、その行爲者に、これを賦課する。

第七條、ラヂオ税は、ラヂオ聴取機に對し、その所有者に、これを賦課する。

第八條 縣稅の賦課期日、課稅標準、賦課率又は賦課定額、納期及び納稅地は、別表に定めるところによる。

第二章 賦 課

第九條 賦課期日後新たに納稅義務が発生した縣稅の賦課期日は、納稅義務發生の月の翌月一日とする。

第十條 納期が年二回の縣稅にあつては、賦課額を平分して賦課し、その他のものにあつては、賦課額の全額

を一時に賦課する。

第十二條 昭和二十二年三月法律第三十二號地方稅法附則第五項の規定による土地又は家屋については、評定賃貸價格を標準として、地租又は家屋稅を賦課する。

2 土地及び家屋の評定賃貸價格は、市町村長の調査により知事がこれを定める。

3 前項の評定賃貸價格は、その土地及び家屋の賃貸價格の設定若しくは修正又は決定されるまでは、これを改定しない。但し、當該土地又は家屋の品位及び情況に著しい變化があると認めるときは、これを修正することができ。

4 第二項の評定賃貸價格の調査方法については、知事がこれを定める。

第十二條 營業稅の課稅標準たる法人の純益金額は、知事又は地方事務所長がこれを調査決定し、個人の純益金額は營業稅審査委員會の調査により、知事又は地方事務所長がこれを決定する。

2 前項の營業稅審査委員會に關する規程は、知事がこれ

を定める。

第十三條 鑛區稅の課稅標準たる鑛區及び砂鑛區の面積又は延長の千坪未満又は一町未満の端數は、これを千坪又は一町として算定する。

第十四條 船舶稅の課稅標準たる船舶の總噸數は、船舶法の適用を受ける船舶については、同法の規定により測定したるもの、その他の船舶については、知事又は地方事務所長が測定したるものによる。

第十五條 船舶稅、自動車稅、不動産取得稅及び漁業權稅の課稅標準たる取得價格又は評定賃貸價格は、その賣買價格、時價又は賃貸價格により、それぞれその情況に應じて、知事又は地方事務所長がこれを算定する。

第十六條 電氣稅の課稅標準たる電氣料金は、電氣事業者に支拂ふべき電氣料金とする。但し、電氣事業者及び自己發電者の使用する電氣については、知事又は地方事務所長がこれを算定する。

第十七條 左に掲げるものについては課稅しない。

- 一 停車場、停留所、交換所内にある引込線、交換線

等の軌道

二 引込線架設のため宅地（工場の敷地を除く）内に
ある電柱及び營業用でない電柱

三 耕地整理及び土地區劃整理のため換地處分による
土地の取得

四 租稅特別措置法第九條の規定により登録稅を免除
された土地の取得

五 移築若しくは改築による家屋の取得又は罹災後若
しくは土地收用法の適用を受けた後三年以内に、そ
の家屋に代るべき家屋の取得。但し、増築した部分
若しくは價格の増加した部分を除く

六 價格三百圓未満の不動産の取得

七 私立幼稚園、私立學校、神社、寺院又は教會の用
に供する不動産の取得

八 存續期間更新の免許（存續期間中更新の申請をし
たもの）による漁業權の取得及び價格三百圓未満の
漁業權の取得

九 湯屋及び共同浴場における入湯
十 消防自動車

2 前項に掲げるもの外、知事において、公益上その他特別の事由により、課税を不適當と認めるものについては、課税しないことができる。

第十八條 前條第一項第七號の規定により、不動産取得税を課税しない不動産で、その定めた用途を変更したときは、新たに不動産を取得したものとみなし、不動産取得税を賦課する。

第十九條 知事又は地方事務所長は左に掲げる資料により、課税標準を決定し、第四章の規定による申告をま

- 一 營業税については税務署その他の調査
- 二 鑛區税、船舶税、自動車税、軌道税、不動産取得税、漁業權税、狩獵者税及び木材引取税については免許、許可、登録、登記又は検査
- 三 電話加入權税については郵便官署の調査
- 四 ラヂオ税については放送局の調査

第二十條 知事又は地方事務所長は、第四章の規定による申告の事項を不相當と認めるときは、これを更正す

ることができる。

第二十一條 納税義務者が第四章の規定による申告をしないときは、市町村長は申告をうながし、なおこれに應じないときは、自己の意見をつけ、知事又は所轄地方事務所長に、これを通知しなければならない。

2 知事又は地方事務所長は前項の通知を受けたときは、更に調査して課税標準を認定し、その納税義務者に、これを通知しなければならない。

3 前項の通知を受けたものが、その認定を不當であると認めるときは、その通知書を受けた日より十日以内に必要な帳簿書類及び通知書を添付し、知事又は所轄地方事務所長に再審査の申立をすることができる。

再審査の申立があつたときは、知事又は地方事務所長は更に審査して、その額を決定し、通知書にその事由を記載し、申立人に交付しなければならない。

4 第一項の場合において、知事又は地方事務所長が必要ありと認めるときは、前二項の手續をまたず直ちに課税標準を決定することができる。

第三章 徴 收

第二十二條 入湯税は、鑛泉浴場を設備する旅館及び料理店、その他これに類する場所の經營者を、電氣税（電氣事業者又は自己發電者の使用する電氣に對するものを除く。）は、電氣事業者を地方税法第三十五條の規定による特別徴收義務者とする。

第二十三條 賦課期日後、新たに納税義務が発生又は消滅した縣稅、定期賦課に屬しない縣稅及び賦課洩れ又は遁脱にかゝる縣稅の納期は、知事又は地方事務所長がその都度、これを定める。

第二十四條 納期の末日が休日にあたるときは、その翌日を納期の末日とする。

第二十五條 特別の事情で、納期内に徵稅傳令書を納税者に交付できない場合は、知事又は地方事務所長は、別に納期を定める。

第二十六條 徵稅命令書は、別記第一號様式により調製し、納期前の七日までに知事又は地方事務所長は、これを發しなければならない。但し、第二十二條の規定に

より、隨時に納期を定めた場合の發付の期限については、この限りでない。

第二十七條 前條の徵稅命令書を發した後、その稅額を増額又は減額するときは、知事又は地方事務所長は、別記第二號様式による増額又は減額命令書を發しなければならない。

第二十八條 徵稅傳令書又は徵稅命令書は別記第三號様式により調製し、納期が二日以上を縣稅については、納期の開始前に、その他の縣稅については直ちに、これを交付しなければならない。

第二十九條 市町村長は、賦課乗算上徵稅命令書の稅額に異動を生じたときは、直ちに別記第四號様式による報告書を知事又は所轄地方事務所長に提出しなければならない。

2 知事又は地方事務所長が前項の報告を受けたときは、徵稅命令書の稅額の更訂があつたものとみなす。

第三十條 地方税法第二十六條第一項の規定により、納期前に徵收する必要があるときは、知事若しくは地方

事務所長又は市町村長は、徴税命令書又は徴税傳令書若しくは徴税令書に指定した納期の變更を、別記第五號様式により、告知しなければならない。

2 市町村長は、前項の告知をしたときは、その事由を記載し、直ちに知事又は所轄地方事務所長にこれを報告しなければならない。

第三十一條 納税者が税金を納付しようとするときは、徴税傳令書又は徴税令書を差込まなければならない。

第三十二條 市町村は、納期内に徴収した税金は、納期後三日以内に、納期後七日までに徴収した税金は、その後三日以内に、それぞれ別記第六號様式による拂込書を添えて縣金庫にこれを拂込まなければならない。2 拂込期日の最終日が休日にあたるときは、その翌日を最終日とする。

3 出納閉鎖期月の前年度に属する拂込税金は、前二項の規定にかかわらず出納閉鎖期日内にとごとく縣金庫に、これを拂込まなければならない。

第三十三條 特別徴收義務者は、電氣税については、電氣

料金額領收のとき、入湯税については、納税義務發生の都度これを徴收し、その徴収した毎月分の税金を翌月十五日までに別記第七號様式の拂込書により、縣金庫に拂込まなければならない。

2 特別徴收義務者は、税金を徴収したときは、その領收書を納税者に交付しなければならない。

第三十四條 市町村又は特別徴收義務者は、税金を郵便振替貯金の方法により郵便官署に拂込むことができる。2 前項の規定により拂込みをしようとするときは、第三十二條第一項又は前條第一項の拂込書を添付しなければならない。

第三十五條 入湯税の特別徴收義務者は、入湯者の住所、氏名、入湯の月日、入湯税の徴收金額その他必要な事項を、帳簿に記載しなければならない。

第三十六條 電氣税の特別徴收義務者は、少くとも左に掲げる事項を、帳簿に記載しなければならない。

- 一 電氣使用者の住所氏名
- 二 電氣の使用場所

三 定額又は定量電燈數、電氣使用量及び電燈又は電力料金

四 電氣税の徴收金額

第三十七條 地方税法第十五條第一項の規定により市町村に交付する取扱費は、左に掲げる割合とする。

- 一 徴税傳令書について 一通 十銭
- 二 縣税の徴收金について
 - 市 徴收金額の千分の十五
 - 町 徴收金額の千分の十八
 - 村 徴收金額の千分の二十三

特別徴收義務者に交付する取扱費は、左に掲げる割合以内において、知事の定める額とする。

電氣税 徴收金額の百分の十二

入湯税 徴收金額の百分の二

3 前二項の取扱費は、左の二期に分け、これを交付する。

前期分 十一月
後期分 翌年五月

完納しない者が、ときは、別記第八號様式による滞納報告書を調製し、直ちに知事又は所轄地方事務所長に提出しなければならない。

第三十九條 知事又は地方事務所長は、前條の規定により滞納報告を受けたとき、又は特別徴收義務者が第三十三條第一項に定める期限までに拂込まないときは、別記第九號様式により督促状を調製し、直ちに發付しなければならない。

2 督促状に指定する期限は、發付の日から十日以内とする。

第四十條 督促手数料は、督促状一通について三圓とする。但し、郵便をもつて發付するものは、その實費を増手数料として徴收する。

第四十一條 知事又は地方事務所長は、督促状に指定した期限までに滞納税金及び督促手数料を完納しない者があるときは、その期限後三ヶ月以内に滞納處分に着手しなければならない。

2 前項の滞納處分には、市町村長又は市町村長の命じた

吏員が立會しなければならぬ。

第四十二條 知事又は地方事務所長は、督促状を受けた者で、財産の差押を受ける前に滞納税金、督促手数料及び延滞金を完納しようとするときは、これを徴収しなければならぬ。

第四十三條 財産の差押に従事する者は、別記第十號様式による證券を携帯しなければならない。

第四十四條 財産の差押をした吏員は、その差押をした動産及び有價證券を直ちに引揚げ、市町村長又は適當と認めるものに預託しなければならない。但し、滞納者又は第三者に、保管させることができる。

2 前項但書の規定による場合は、別記第十一號様式による封印を貼付し又はその封印を貼付することのできない物件には、適當の方法で差押物件であることを明白に標示しなければならない。

第四十五條 財産差押のため調製すべき差押調書は、別記第十二號様式、債權又は債權及び所有權以外の財産權を差押へた場合の差押通知書は、別記第十三號様式

又は別記第十四號様式による。

第四十六條 納税者又は特別徴收義務者が、財産の差押を受けた後本人又は第三者で滞納税金、督促手数料、延滞金及び滞納處分費を完納しようとするときは、知事又は所轄地方事務所長にこれを納付しなければならない。

2 知事又は地方事務所長は前項の規定による納付を受けたときは、封印又は標示を除去した後差押へた物件を還付し、差押調書又は差押通知書を發したものは解除を通知しなければならない。但し、知事又は地方事務所長は、封印又は標示の除去を市町村長に囑託することができる。

3 前項但書の規定による場合は、市町村長は直ちにその除去した封印又は標示を報告書に添え知事又は所轄地方事務所長に送付しなければならない。

第四十七條 差押財産の公賣公告は、別記第十五號様式による。

第四十八條 差押をした財産の入札若しくは加入に對

する保證金又は契約保證金は、買受希望人各自の公賣財産見積價格の百分の五以上の額とし、知事又は地方事務所長が、その都度、これを定める。但し、知事又は地方事務所長に於いてその必要を認めないときは、これを徴しないことができる。

第四十九條 入札人又はその代理人が開札の場所に出席しないときは、入札に關係のない吏員を立會させなければならない。

第五十條 公賣財産の買受人は納付書により、知事又は所轄地方事務所長に公賣代金を納付しなければならない。

第五十一條 關係吏員は現金を領收したときは、別記第十六號様式による領收證書を交付しなければならない。

第五十二條 滞納處分終了後滞納者に交付する計算書は、別記第十七號様式による。

第五十三條 延滞金は、二日について税金額の一百分の四とする。

第五十四條 縣稅の徴收に關する書類の送達は、關係の

吏員若しくは使丁又は郵便による。

2 前項の書類を送達できないときは、別記第十八號様式による公告を所轄市町村又は縣若しくは所轄地方事務所に掲示場に、これを掲示しなければならない。

第五十五條 左に掲げる者については、その申請により知事において納稅延期を許すことができる。

一 災害に罹り一時納稅の資力を失つたと認められる者

二 特別の事情により生活困難に陥つた者

第五十六條 災害又は天候不順により收穫皆無となつた田畑については、納稅義務者の申請により知事においてその年度分の地租を減免することができる。

2 災害により荒地となつた土地については、納稅義務者の申請により知事において、その年度及び翌年度から十年以内の期間地租を免除することができる。

8 土地區劃整理の施行により、地目變換をした土地については、納稅義務者の申請により、知事においてその状況に應じ十年以内の期間地租を減額することができる。